

刈谷市告示第 5 8 号

刈谷市地価公示図書閲覧規程（昭和 4 6 年告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 日

刈谷市長 稲垣 武

第 3 条第 1 号中「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで」を「午前 9 時から午後 4 時まで」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 1 1 月 2 日から施行する。

刈谷市告示第 5 9 号

刈谷市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記放置自動車を廃物として認定するので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

刈谷市長 稲垣 武

記

放置されていた場所		刈谷市板倉町 1 丁目 2 5 番
放置自動車の形態等	メーカー	ダイハツ
	車名、種類	ムーヴ
	塗色	銀
	ナンバー	名古屋 5 8 2 の 8 7 8 1
	車台番号	L 1 7 5 S - 1 0 1 0 1 0 0
	車検期限	令和 3 年 1 2 月
廃物として認定する年月日		令和 8 年 9 月 1 5 日
上記に掲げるほか、当該放置自動車に関する事項		
その他 当該放置自動車を廃物として認定したときは、刈谷市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 1 5 条の規定に基づき、その処分等を行うことができます。		
連 絡 先		建設部土木管理課施設管理係 (0 5 6 6) 6 2 - 1 0 1 8